

高石市教育委員会定例会会議録

(令和3年1月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和3年1月20日 午後3時00分
閉 会	令和3年1月20日 午後3時45分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 : 上 田 豊 明 教育部こども未来室長 : 神志那 隆 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄 社会教育課長代理 兼青少年対策班長 兼たかいし市民文化会館長 : 道 井 里 沙 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 学 校 教 育 課 参 事 : 山 崎 陽 子 学 校 教 育 課 長 代 理 : 菅 原 庸 晴 学校教育課 教育研究センター所長 : 杉 原 敦 史 こども家庭課長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 教 育 総 務 課 主 事 : 中 阪 三 明

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第1号 高石市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則等の制定について

教育総務課長	<p>議案第1号、高石市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則等の制定について説明します。</p> <p>本議案は、高石市押印見直し基準に基づき本市の申請書等におけます押印の見直しが実施されることから、教育委員会においても同様に見直しを実施したところ、申請書等に押印を求めてまでも本人の意思による申請であることを担保する必要がない利用申込み等について押印の義務づけを廃止することとし、2ページ記載のとおり特例規則を制定するものです。</p> <p>また、規程については、3ページ記載の後援等に関する規程のみで、この規程に定められている申請書様式から押印欄を削除するものです。</p>
--------	---

	<p>なお、施行期日は、市の改正と合わせ、2月1日としています。</p>
西中委員	<p>押印の廃止で簡素化を図るとするのは非常に結構なことです。特に、学校あるいは教育委員会に対して保護者等からいろいろ書類を出す場合の押印はかなり簡素化されるわけですか。</p>
学校教育課長	<p>学校に保護者から提出するもの、また、学校から教育委員会に提出するものにも押印が必要なものが多々あります。基本的には、学校から教育委員会に対して提出するもののうち、補助金等お金の絡むような書類は、やはり押印が必要と考えています。それ以外のものについては、極力署名で済むように考えております。</p>
西中委員	<p>今、検討中ということですか。何割廃止したとかいうところまで至っていないわけですね。</p>
学校教育課長	<p>特に保護者と学校でやり取りするものに関しましては、学校独自につくっているものが多く、教育委員会としても全てを把握できているわけではありませんので、何割廃止したかは把握できておりません。今後は、それらについても、押印の廃止という方向になるように指導していきたいと考えています。</p>
西中委員	<p>国は、押印を必要とするものの一覧をつくって、その何%を廃止したとか言っているわけですがけれども、教育委員会としては、何か一覧表とか作っておられますか。</p>
学校教育課長	<p>市の総務課でそういう調査を行っています。ただ、教育委員会については、まだ、そこまで作成しておりません。</p>
西村委員	<p>確認ですけど、今回、押印が不要なものを別に定めるとなっていて、別に定めているのがこの規程で、今回廃止されるのは後援等に関する規程、後援申請が押印しなくて済むようになったという理解でいいですか。</p>
教育総務課長	<p>今回は、規則と規程に分けて改正ということで、教育委員会規則において、申請書等に押印が必要なものが複数あります。そのうち本人の意思の申請である担保が必要ないものを別に改めて決裁で定め、その分については押印廃止で対処していくものです。</p> <p>現在、確認していますのが、野外活動センターの申請書類、また、小中学校の体育施設の開放に関する申請、幼稚園バスの申請等、本人意思による申請の担保まではいらないと確認される申請書類については、別途、決裁で定め、押印の義務づけを廃止していくものです。</p> <p>また、規程としては、後援等に関する規程での申請においても同様に押印が必要ないと判断されますので、申請様式から印を削る改正をするものです。</p>
西村委員	<p>分かりました。そうすると、その別に定めるものというのは、まだ現時点では提示されていないという理解でいいですね。</p>
教育総務課長	<p>はい。</p>
西中委員	<p>押印を必要とする申請書と必要としない申請書があるという話ですが、その押印を必要とする申請書というのはどういうものですか。なぜ押印が必要なのですか。</p>
教育総務課長	<p>現在、規則のほうには押印は必要ということで、申請書等に押印欄を設け、これまでも押印をいただいていた。今回、全庁的に施設の利用申込み等で対象が不特定で押印をいただいてまで本人の意志による申請であることを担保していく必要がないと判断されるものは、押印の義務づけを廃止していく見直しを行い、規則の改正を行っている中で、教育委員会も行っているものです。</p>
西中委員	<p>申請者が押印をするということは、何か申請する対象物があるわけですか。押印をするということで、それについての一切の責任を持っ</p>

	<p>て私は申請しますというということになるわけですか。押印がいらないというのは、その責任のないものもあるわけですか。それが不特定多数の場合はいらないということなんですか。何か、いるものといらないものすみ分けがちょっと分かりにくいんですけども。もう少し、その線引きを明確にお願いします。</p>
教育総務課長	<p>高石市押印見直し基準を少し読み上げます。 施設の利用申込み、閲覧・縦覧の申請書など対象が不特定の者で、押印や署名を求めてまで本人の意志による申請であることを担保する必要性がないもの、2つ目に履歴書、住所変更届等届出事項の変更など単に事実、状況を把握することのみを目的とするもの、また、それ以外でも、押印や署名を求める必要性が乏しいもの、この3点について、はんこレスの見直しを行うということで、全庁的に検討を行ったものです。その基準に合致するものとして、今回、教育委員会としても押印の義務を廃止していくため、この特例規則を制定するものです。</p>
西中委員	<p>教育委員会を対象にする申請書類は、今の3点に該当するものは押印が要らないということなんですね。今、政府はできるだけということをやっていますけれども、押印をできるだけ廃止するという方向性は一緒なんですか。</p>
教育総務課長	<p>これは国の考えも同様だと思いますが、押印が必要なものとしましては、当然、契約であったりとか入札であったりとか様々必要なものがあります。そういったものについては、同じような形で市のほうも基準を設け、押印が必要で対象外となっています。そして、今回、押印見直し基準として市のほうで明確な基準を定めて、その基準に従って全庁的に見直しを行っている状況です。</p>
木寄教育長	<p>今、西中委員が言ってますのは、はんこが要らない部分についての説明ではなしに、要る部分はどんな性格のものなんですか聞いています。押印を残す一例で、契約書とか説明はありましたけれども、ほかに金銭の給付の目的とか領収、これは残るんですね。その辺の説明をして下さい。</p>
教育総務課長	<p>押印が必要なほうも見直し基準に明確に列挙されていますので、読み上げます。 まず、1つ目が、先ほど申しました契約書、協議書、覚書など、双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているもの、 2つ目として、入札、見積書、契約代金等の請求事業に係るもの、 3つ目が支出負担行為、支出命令の根拠となるもので法人からの請求書や個人からの補助金交付申請書等、支出命令書に貼付するもの、 4つ目が、実印を求めているもの、これらが押印が必要となっています。 最後に、上記以外の中で、国や府をはじめとした団体の法令、条例、通知等によって押印が義務づけられているものも押印が必要となります。</p>
木寄教育長	<p>先ほど委員さんのほうからも指摘があったと思いますけれども、教育委員会の扱う様式はいろんな様式があると思います。 教育委員会として、これの書類が要りません、これは要りますという、何か整理しておいてほしいです。担当者が変わってもそれを見ればすぐ分かるような形で、一覧表を整理するようよろしくお願いします。</p>
吉村委員	<p>要するに、申請者、市民の利便性が向上するということなんです。これ、申請を受けた側は、確認のために持ち回りで回すとかいう場合</p>

	はやはり押印は残るんですか。庁舎内にはあまりまだその辺は進んでいないということなんですか。
教育総務課長	庁内の稟議決裁という部分については、電子決裁はありませんので、これまでどおり書面のほうに押印という形で決裁は行われます。
採決	可決

・報告第1号 令和3年度全国学力・学習状況調査への参加について

学校教育課長	<p>報告第1号、令和3年度全国学力・学習状況調査への参加について説明します。</p> <p>本報告は、令和3年5月27日に全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより教育施策の成果と課題を検討し、その改善を図ることなどを目的に全国学力・学習状況調査を文部科学省が実施します。この調査について、本市も参加の準備しておりますけれども、資料の5ページにありますように、この参加確認の通知が年末の12月24日付で、回答期限が年明けの1月13日ということで、高石市教育委員会通則第2条第3項に基づき、教育長が臨時代理し、参加すると回答した旨を報告するものです。</p> <p>この学力調査については、中学校3年生と小学校6年生、全ての児童・生徒が対象で実施されます。実施要領は8ページ以降に示していますが、概要及び前回との主な変更点等について説明します。</p> <p>教科に関する調査は、小学校では国語、算数、中学校では国語、数学のみの実施となります。また、それに加え、平成25年度と28年度に続く第3回目の経年変化分析調査と、平成25年度と29年度に続く第3回目の保護者に対する調査が今回行われます。</p> <p>経年変化分析調査については、文部科学省により抽出された学校のみが対象となります。全小中学校対象ではありません。対象校は現時点では不明です。この経年変化分析調査は、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学と英語の調査となり、令和3年6月1日から30日、6月の間に各学校が設定する日程での実施となります。</p> <p>なお、経年変化分析調査については、調査結果について、市教委にも学校にもまた本人にも、結果の提供はありません。</p> <p>また、保護者に対する調査については、経年変化分析調査の対象として抽出された学校の保護者に対して質問紙を配布し、同じく6月中の期間中に回答するものとなります。</p> <p>学力調査については、平成26年度から市町村教育委員会の判断で個々の学校名を明らかにして調査結果を公表できるようになりましたが、学校教育課としては、来年度についてもこれまでと同様、学校名を明らかにしての結果公表をすることなく、本調査に参加し、その結果を活用して、本市の小中学校の学力向上に関する取組の成果と課題について分析を行い、今後の授業等での指導の工夫、改善等に努めていきたいと考えています。</p> <p>以上のことから、令和3年5月27日に実施予定の本調査の参加について、教育長に臨時代理いただきました。</p>
西中委員	令和3年度の学力調査はこれまでの文科省のやってきた学力調査と全く同様と認識しているんですけども、何か違う点がありますか。
学校教育課長	もちろん同様にされるわけですが、一番大きな点としましては、例年は4月半ば頃までには実施していたものが、令和3年度については、5月27日という日程での実施で、1か月以上遅れることとなります。これは、コロナ禍、新型コロナウイルス感染症による様々な教育課程への影響等を鑑み、例えば、小学校6年生でしたら前年度の5

	<p>年生までの内容をテスト範囲としますけれども、そこの部分の履修が4月当初には終わらないものがあるという配慮に基づき、こういった日程を1か月少々遅らすことになってきています。</p> <p>また、先ほど説明しました部分と重なりますが、経年変化分析調査、保護者調査は、それぞれ28年度と29年度から3年、4年後において実施される点が主な変更点となります。</p>
西中委員	調査結果の公表も、これまでどおり全く同様ということですね。
学校教育課長	<p>結果公表については、本調査のほうについては同様です。</p> <p>ただし、経年変化分析調査についての公表及び子供に対しての個票の返還等はありません。結果公表の時期ですが、実施時期が例年より1か月半程度遅れていますので、公表の時期についても夏休み期間中に間に合うかどうかとは、まだ、明確に回答ありませんので、少しずれ込む可能性があります。</p>
西中委員	これまで同様ということの特を確認したかったのは、これまでどおり各学校で調査結果を分析して、また、教育委員会のほうでこのデータでいろいろ検討するというスタイルも変わらないですね。
学校教育課長	<p>委員が言われたように教育委員会にも、各学校には各学校ごとの、子供たちにはそれぞれ個人の結果が返ってきます。</p> <p>例年、学校については、この結果を基にして分析、また、授業改善などの教育課程の見直し等に活用しています。</p> <p>しかしながら、令和2年度、今年度は全国学力調査は実施がされませんでしたし、令和3年度は実施が遅れ、結果返却も遅くなる予定です。それまで手をこまねているわけにはいきません。</p> <p>そのため、現在、現状の子供たちの学力・学習状況の把握をアンケート等テストでも行っていますので、全国学力調査だけに頼るわけではなく、それ以外の手段を様々に使って授業改善等は1年間通して、ペースをなるべく遅らせずに行っていきたいと考えています。</p>
佐野委員	<p>コロナ禍の中で、3月から4月にかけて、大変、休業があったわけですがけれども、本市においても7時間授業等をして年末にはほぼ到達したような報告を受けていますけれども、今、また、第3波が引き起こっていますけれども、見通しとして、年間目標というんですか、履修ができる見込みが出ているんでしょうか。そこのところ気になりますので、教えてください。</p>
学校教育課長	<p>まず、2学期の末頃にはほぼ追いつくような状態でした。全10校とも11月末までには7コマ授業も全て終わっています。ということは、ほぼ例年の11月、12月頃には追いついていることとなります。</p> <p>12月には、履修状況等の調査をかけましたけれども、全校全学年、3月末までに、本年度の履修内容を修了する見込みとなっています。</p>
吉村委員	<p>経年変化分析調査では、アンケートで保護者が日本語を母国語としない人の対応をするようにと書いていますけれども、高石市では学童、生徒の中で、日本語を母国語としない人たちで、このテストに配慮が要るような人はおられるんでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>小1から中3までの在籍ということでは数名配慮が必要な者はいますけれども、令和3年度の学力調査に係る学年では在籍していません。</p>
木寄教育長	承認する。

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	<p>本件は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、34ペ</p>
--------	--

	ージ記載の学校教育課 2 件、社会教育課 8 件の報告をするものです。
木寄教育長	承認する。

・報告第 3 号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和 2 年 12 月 16 日から令和 3 年 1 月 19 日までの当教育委員会関係諸行事について、各課より報告。
木寄教育長	承認する。